

ID: 187

担当部署: 産業課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	高根沢町クリエイターズ・デパートメントの設置及び管理に関する条例 第13条		
例規番号	平成29年条例第1号		
【基準】 第13条の規定による。 (使用料の還付) 第13条 既に納入した使用料は、使用者の責によらない事由によりクリエイターズ・デパートメントの使用ができなくなったときを除き、還付しない。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日